

松阪地域定住自立圏の
形成に関する協定の一部を変更する
協定書

松阪市・多気町

松阪地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書

松阪市（以下「甲」という。）と多気町（以下「乙」という。）は、平成 27 年 3 月 27 日に締結した松阪地域定住自立圏の形成に関する協定の一部を変更する協定書を次のとおり締結する。

別表第 1 から別表第 3 までを次のように改める。

別表第1（第2条関係） 生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

（1）救急医療体制の推進

取組の内容	圏域住民が安心して救急医療を受けられるよう、関係団体等と協議を図るとともに、救急医療の適正利用のための普及啓発に取り組む。
甲の役割	甲は乙及び関係団体等と連携し、圏域における救急医療体制の維持に必要な支援を行うとともに、住民等へ啓発等を行う。
乙の役割	乙は甲及び関係団体等と連携し、圏域における救急医療体制の維持に必要な支援を行うとともに、住民等へ啓発等を行う。

（2）健康づくり事業の充実

取組の内容	すべての住民が、住み慣れた圏域内で生涯にわたり、いきいきと健康に暮らすことができるよう、各種健康づくり事業に取り組む。
甲の役割	甲は乙及び関係団体等と連携し、健康づくり事業の増進やそれに取り組む人員の育成、住民等へ啓発等を行う。
乙の役割	乙は甲及び関係団体等と連携し、健康づくり事業の増進やそれに取り組む人員の育成、住民等へ啓発等を行う。

2 福祉

（1）児童福祉（子育て支援）の充実

取組の内容	どのような環境に置かれた子どもも健やかに育成されるよう、子どもに関わる環境の充実に取り組む。
甲の役割	甲は乙及び関係団体等と連携し、圏域における子どもに関わる環境の充実に必要な支援を行うとともに、住民等への啓発等を行う。
乙の役割	乙は甲及び関係団体等と連携し、圏域における子どもに関わる環境の充実に必要な支援を行うとともに、住民等への啓発等を行う。

（2）高齢者福祉の充実

取組の内容	高齢者等に対し、その心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な支援について取り組む。
甲の役割	甲は乙及び関係団体等と連携し、圏域における高齢者等に関わる環境の充実に必要な支援を行うとともに、住民等への啓発等を行う。
乙の役割	乙は甲及び関係団体等と連携し、圏域における高齢者等に関わる環境の充実に必要な支援を行うとともに、住民等への啓発等を行う。

3 教育

（1）生涯学習活動・人権教育の推進

取組の内容	圏域における生涯学習活動や人権教育の推進に取り組む。
甲の役割	甲は乙及び関係団体等と連携し、生涯学習活動や人権教育の推進・啓発運動等を行う。

乙の役割	乙は甲及び関係団体等と連携し、生涯学習活動や人権教育の推進・啓発運動等を行う。
------	---

4 産業振興

(1) 企業間連携・誘致の推進

取組の内容	圏域内への企業立地を促進するとともに、ビジネスマッチングや既存企業の育成等による地域産業の活性化に取り組む。
甲の役割	甲は乙及び関係団体等と連携し、圏域内への企業誘致と地域産業の活性化を推進する。
乙の役割	乙は甲及び関係団体等と連携し、圏域内への企業誘致と地域産業の活性化を推進する。

(2) 就労支援・雇用の促進

取組の内容	圏域内における雇用促進のために必要な手段の構築に取り組む。
甲の役割	甲は乙及び関係団体等と連携し、雇用対策に関する情報の共有と、雇用創出につながる活動を展開する。
乙の役割	乙は甲及び関係団体等と連携し、雇用対策に関する情報の共有と、雇用創出につながる活動を展開する。

(3) 地域資源を活用した地場産品の振興

取組の内容	圏域内の地場産品の活用と販売の推進に取り組む。
甲の役割	甲は乙及び関係団体等と連携し、地場産品の振興に取り組み、圏域内外にその情報を発信する。
乙の役割	乙は甲及び関係団体等と連携し、地場産品の振興に取り組み、圏域内外にその情報を発信する。

5 環境

(1) 環境の保全

取組の内容	圏域全体で環境の保全に向けて取り組む。
甲の役割	甲は乙及び関係団体等と連携し、環境保全のために効果的な策を講じる。
乙の役割	乙は甲及び関係団体等と連携し、環境保全のために効果的な策を講じる。

6 防災

(1) 広域防災体制の整備

取組の内容	災害時における正確な情報共有及び圏域内での相互応援体制の整備を行う。また、広域的な防災対策に取り組む。
甲の役割	甲は乙及び関係団体等と連携し、圏域内の防災に関する情報を共有する。また、圏域内での広域的な防災対策に取り組む。
乙の役割	乙は甲及び関係団体等と連携し、圏域内の防災に関する情報を共有する。また、圏域内での広域的な防災対策に取り組む。

別表第2（第2条関係） 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

1 地域公共交通

（1）地域公共交通網の連携

取組の内容	鉄道、バス等、圏域住民の交通手段の確保のため、公共交通機関の利便性の向上と利用促進に取り組む。
甲の役割	甲は乙及び関係団体等と連携し、多様な交通手段の検討と、生活交通路線の維持・確保及び利用促進に取り組む。
乙の役割	乙は甲及び関係団体等と連携し、多様な交通手段の検討と、生活交通路線の維持・確保及び利用促進に取り組む。

2 交通インフラの整備

（1）道路網の整備

取組の内容	県内の国道及び県道の整備促進につながる取り組みや、広域的な視点で幹線道路や地域生活に密着した道路の整備に取り組む。
甲の役割	甲は乙及び関係団体等と連携し、物流の円滑化や圏域住民の利便性の向上等、広域的な視点で幹線道路や生活道路の整備に取り組む。
乙の役割	乙は甲及び関係団体等と連携し、物流の円滑化や圏域住民の利便性の向上等、広域的な視点で幹線道路や生活道路の整備に取り組む。

3 地域内外の住民との交流・移住促進

（1）地域づくり団体の活性化

取組の内容	圏域内の地域づくりに取り組む団体の活動が活性化するための支援に取り組む。
甲の役割	甲は乙及び関係団体等と連携し、圏域内の地域づくり団体の活動がより活性化するための支援を行う。
乙の役割	乙は甲及び関係団体等と連携し、圏域内の地域づくり団体の活動がより活性化するための支援を行う。

（2）移住・関係人口の増加（移住促進）

取組の内容	圏域内への移住希望者が必要とする情報及び支援を的確に把握し、ニーズに合わせたサポートに取り組む。
甲の役割	甲は乙及び関係団体等と連携し、移住のための情報収集と施策の検討を行い情報を共有するとともに、圏域として一体的な移住促進等の取組を行う。
乙の役割	乙は甲及び関係団体等と連携し、移住のための情報収集と施策の検討を行い情報を共有するとともに、圏域として一体的な移住促進等の取組を行う。

（3）交流人口の増加（観光戦略の広域化）

取組の内容	圏域内において観光ネットワークを構築し、多彩な観光情報の集約や情報発信を行い、圏域内の観光交流人口の増加促進に取り組む。
-------	--

甲の役割	甲は乙及び関係団体等と連携し、観光情報の収集・発信、観光資源の発掘と育成に努める。また、観光客のニーズの把握に努め、観光施設及び観光客の受け入れ態勢の整備を行う。
乙の役割	乙は甲及び関係団体等と連携し、観光情報の収集・発信、観光資源の発掘と育成に努める。また、観光客のニーズの把握に努め、観光施設及び観光客の受け入れ態勢の整備を行う。

4 地域情報の発信

(1) 地域情報の発信

取組の内容	圏域内において制作された様々な分野における番組を共有し、各市町で放送することで、地域情報の発信に取り組む。
甲の役割	甲は乙及び関係団体等と連携し、各市町で作成した圏域住民にとって有益な放送番組を共有し、各市町で放送を行う。
乙の役割	乙は甲及び関係団体等と連携し、各市町で作成した圏域住民にとって有益な放送番組を共有し、各市町で放送を行う。

別表第3（第2条関係） 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

1 圏域内市町の職員等の交流

(1) 職員育成・交流の推進

取組の内容	圏域全体を見渡せる客観的で幅広い視野を持ち、圏域全体をマネジメントできる能力を持つ職員の育成及び確保に取り組む。
甲の役割	甲は乙及び関係団体等と連携し、圏域自治体職員としての意識改革と能力開発を目的とした研修を実施する。
乙の役割	乙は甲及び関係団体等と連携し、圏域自治体職員としての意識改革と能力開発を目的とした研修を実施する。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲及び乙が署名の上、それぞれ各1通を保有する。

令和 元 年12月20日

甲 三重県松阪市殿町 1340 番地 1

松 阪 市

松 阪 市 長

竹上真人

乙 三重県多気郡多気町相可 1600 番地

多 気 町

多 気 町 長

久保行央